

Go To トラベル事業

Go To トラベル事業の概要①

- 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1 / 2 相当額を支援。
- 支援額の内、① 7 割は旅行代金の割引に、② 3 割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与。
- 一人一泊あたり2 万円が上限（日帰り旅行については、1 万円が上限）。
- 連泊制限や利用回数の制限なし。

旅行代金の全体

自己負担額

支援額
(代金の 2 分の 1 相当額)

①旅行代金割引

支援額の 7 割
(3 5 %)

②地域共通
クーポン

支援額の
3 割
(1 5 %)

【地域共通クーポン】

- 1 枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。
(1,000円未満の端数が生じる場合は四捨五入。端数が500円以上の場合には1000円のクーポンが付与。)
- 支援額 3 割を地域共通クーポンとして利用者に配布。
- 地域の観光協会や観光地域づくり法人(DMO)・商工会・商工会議所等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。
- 事務局で一括発行し、旅行代理店や宿泊施設で配布。

①旅行代金割引と②地域共通クーポンが1セット

支援額の例

○具体的な利用イメージ

① 1人で1泊2万円の場合

旅行代金/宿泊代金

20,000円

支援額

旅行代金の1/2相当額
10,000円

(支援額上限は1人1泊2万円)

支援額の内訳

地域共通クーポン : 3,000円

旅行代金割引 : 7,000円

② 1人で1泊5万円の場合

旅行代金/宿泊代金

50,000円

支援額

支援額上限は1人1泊
20,000円

(旅行代金の1/2相当額は2万5千円)

支援額の内訳

地域共通クーポン : 6,000円

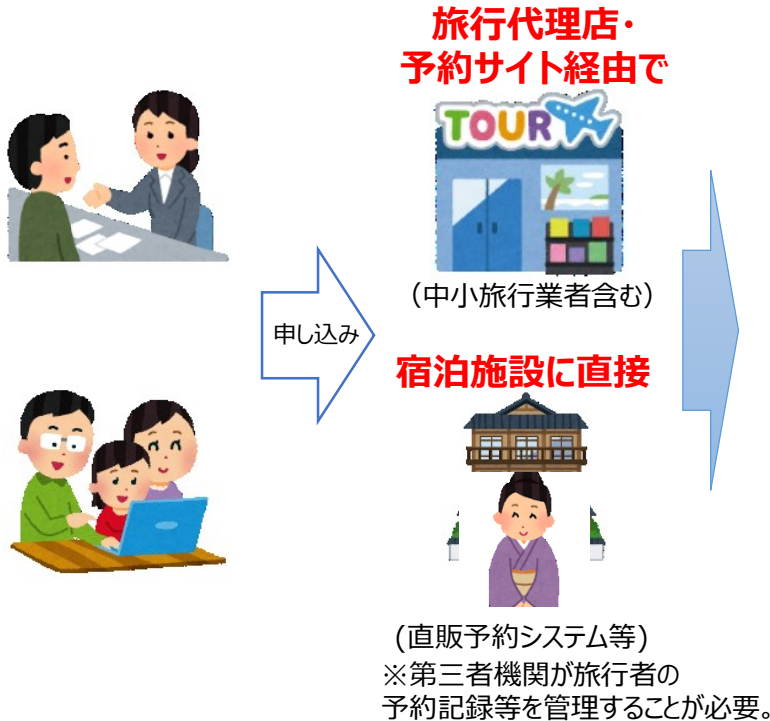
旅行代金割引 : 14,000円

割引対象となる旅行商品

宿泊旅行の場合

..... 割引対象範囲

個人旅行（家族旅行含む）



① 宿泊（※）+ 交通機関等のセットプラン



※性風俗関連特殊営業を営む宿泊施設を除く
 ※宿泊と交通機関等がセットになった商品の場合は、交通機関等も割引対象。

② 宿泊のみ



（※個人で手配する交通は割引対象外）

※高速道路料金のみや、交通機関のみは割引対象外。

③ 宿泊に準ずるもの

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車
 ※座席のみとみなされるものを除く

団体旅行



例① 修学旅行



※宿泊施設が、宿泊サービスと交通サービスをセットで商品販売する場合は、原則として旅行業の登録が必要。

例② 職場旅行



割引対象となる旅行商品

日帰り旅行の場合

..... 割引対象範囲

- 往復の乗車券等の移動+**旅行先での消費となる**食事や観光体験等とのセットプランが対象。

個人旅行（家族旅行含む） ・ 団体旅行

例：往復交通+a

往復乗車券 + 日帰り温泉券



+



往復乗船券 + 旅行先でのランチ



+



高速道路周遊バス + 体験型アクティビティ



+



高速バス往復 + いちご狩り



+



往復航空券 + 体験型アクティビティ



+



地域周遊きっぷ + うどん店めぐり券



+



旅行代理店・
予約サイト経由で



(中小旅行業者含む)

(旅行業登録を受けた交通事業者が販売する場合を含む)

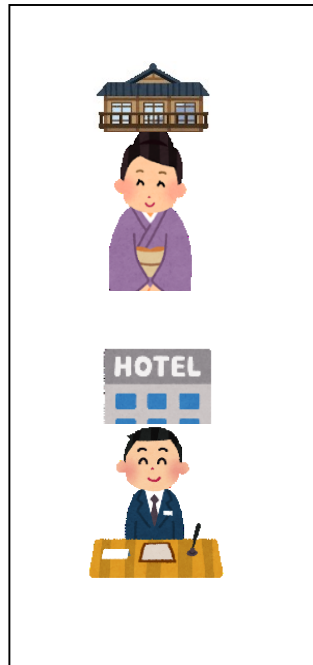
申し込み

※地域周遊きっぷは往復の乗車券等を組み合わせたものであることが必要。

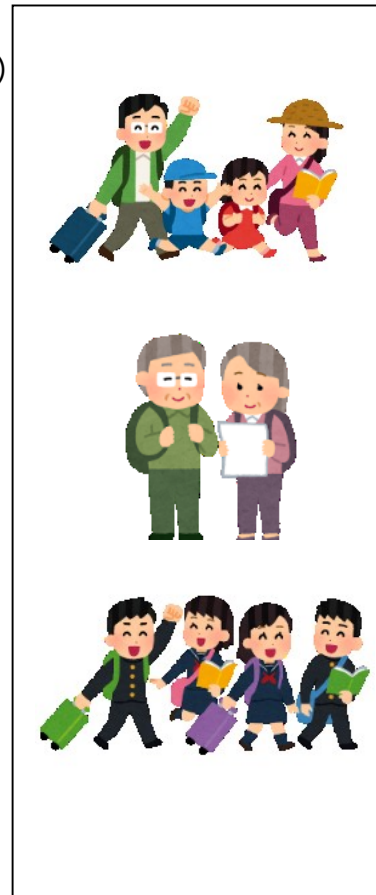
旅行者による利用イメージ①

例) 1泊2食付き1人2万円の温泉旅館に宿泊する場合

宿泊施設



旅行者



地域共通クーポン加盟店 (旅行先の土産物店、飲食店、 観光施設、アクティビティ、交通機関など)



①宿泊予約
(宿泊施設に直接、旅行代理店・予約サイト経由)

支援額 (代金の2分の1相当額)

②旅行代金割引
支援額の7割程度
= 7,000円分
(※旅行者は13,000円支払)

③地域共通クーポン配布
支援額の3割程度
= 3,000円分

④地域共通
クーポン利用

旅行者による利用イメージ②

例) 2泊3日 1人10万円のツアー旅行（往復の交通費、宿泊費等込み）に参加する場合

旅行業者

※ 1人1泊あたり2万円が支援額の上限
→ 2泊では4万円の支援

①旅行商品予約

支援額（支援額の上限を適用）

②旅行代金割引
支援額の7割程度
= 28,000円分※
(※旅行者は72,000円支払)

③地域共通クーポン配布
支援額の3割程度
= 12,000円分※

旅行者

地域共通クーポン加盟店
(旅行先の土産物店、飲食店、
観光施設、アクティビティ、交通機関など)



観光施設



交通機関

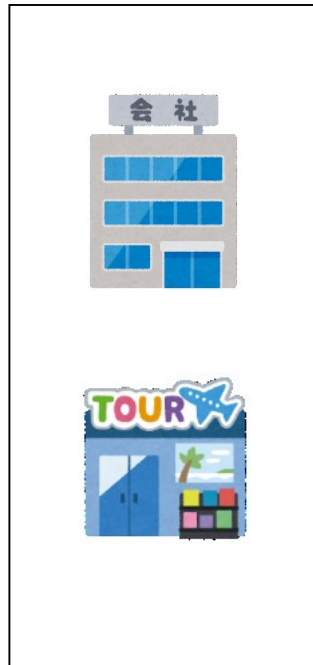


④地域共通 クーポン利用

旅行者による利用イメージ③

例) 1人3万円の日帰り旅行（往復の交通費＋食事や観光体験等）に参加する場合

旅行業者



※ 1人あたり1万円が支援額の上限

①旅行商品予約

支援額（支援額の上限を適用）

②旅行代金割引
支援額の7割程度
＝7,000円分※

（※旅行者は23,000円支払）

③地域共通クーポン配布
支援額の3割程度
＝3,000円分※

旅行者



地域共通クーポン加盟店
（旅行先の土産物店、飲食店、
観光施設、アクティビティ、交通機関など）

④地域共通 クーポン利用



地域共通クーポンの概要

○ 地域共通クーポンについて

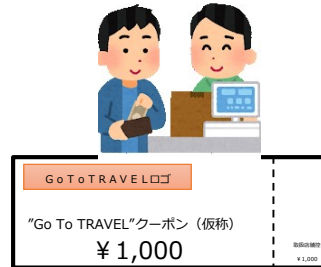
- ・ 地域共通クーポン付の本格実施日は9月1日以降で別途お知らせする日。
- ・ お渡しする地域共通クーポンは、旅行代金の**15%**（代金の1 / 2 相当額×3割）（※）。
※ 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。（1,000円未満の端数が生じる場合は四捨五入。端数が500円以上の場合は1000円のクーポンが付与。）
- ・ 旅行先の**都道府県＋隣接都道府県**において、**旅行期間中**に限って使用可能。

地域クーポン利用イメージ



地域共通クーポン提示、
商品・サービス購入に利用

①紙媒体のクーポン（商品券）



②電子媒体のクーポン



地域共通クーポン加盟店（※） （旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、 アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設

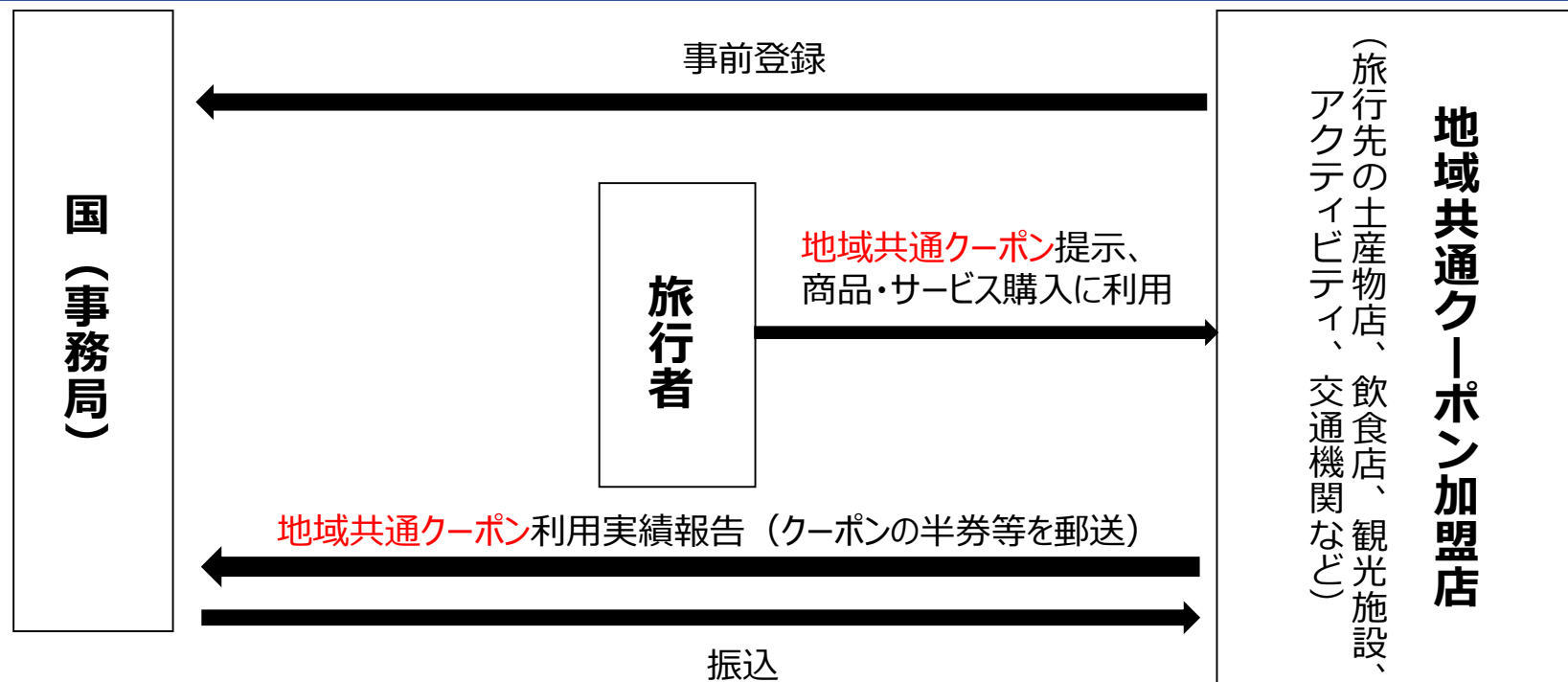


交通機関



※ 地域の観光協会や観光地域づくり法人（DMO）・商工会・商工会議所等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。8

地域共通クーポン加盟店における手続きの流れ



- クーポンの利用可能店舗は、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など幅広い業種を対象とし、全国津々浦々から広く募集。
- 本制度の概要や登録手続きが地域の事業者の方に十分に御理解いただけるよう、地域の観光協会や観光地域づくり法人(DMO)・商工会・商工会議所等を通じて、きめ細かく周知（（オンライン）説明会の開催、問合せのための専用コールセンターの設置などを検討中）。
- 利用可能店舗には、わかりやすい形でステッカー等を掲示するとともに、利用可能店舗の一覧をHPなどで周知。
- 利用可能店舗からクーポンの半券等の郵送を受けた上で、あらかじめ登録された銀行口座へ補助金を振り込む等の形で精算することを想定。
- 説明会は事務局によるもののほか、7/13（月）から各運輸局主催で、全国で対面とオンライン合わせ計127回開催予定（7/29時点）

旅行需要の平準化に向けた取組

- ・ 旅行需要の平準化のため、事業のプロモーション等において、夏季等における休暇の分散取得、有給休暇の積極的取得、ワーケーション、滞在型旅行の促進等を広報周知。

【イメージ】

休暇取得の分散化
・ 滞在型旅行の促進

7月22日
(水) 事業開始

旅行・宿泊

夏

秋

冬

春



当面の取扱い方針

- Go To トラベル事業については、7月22日（水）から予定通り開始する。

ただし、現下の感染状況や、本事業に関する分科会の政府への提言等を踏まえ、以下の例外を設けることとする。

- ① 東京都が目的地となっている旅行については、東京都内の旅行も含めて、当面、Go To トラベル事業の対象外とする（割引支援を行わない）。
- ② 東京都に居住する方の旅行についても、同様に、当面、Go To トラベル事業の対象外とする（割引支援を行わない）。

Go To トラベル事業の開始時期

○ 事業開始は、令和2年7月22日（水）から。

- ・ 海の日を含む 7月4連休 の前日の 7月22日 以降に開始する旅行代金の 割引を先行的に開始。
（ 35%割引（代金の1／2相当額×7割））
※ この場合、支援額は一人一泊あたり1万4千円が上限（日帰り旅行については、7千円が上限）。
- ・ 7月22日 以降の旅行を 既に予約 している方々については、旅行後の 申請により割引分を還付。
※ 還付申請の対象となる旅行商品は、本事業の登録参加事業者が販売するものに限り、本事業の割引支援の対象となるものに限る。
- ・ 7月27日（月） 以降、旅行業者、予約サイト、宿の直販予約システム等において、準備が整った事業者から、割引価格での旅行の販売を実施。
※ 本事業の参加事業者登録の前に、割引価格での旅行の販売を行うことは不可。旅行の予約の時点で登録ができていない場合であっても還付の申請はできる。ただし、要件を満たさない等の理由により事業者の登録が認められない場合は割引や還付の対象とはならない。

7月22日
（水）事業開始



海の日4連休

旅行・宿泊

還付の申請手続き

○ 旅行後に割引分の還付を申請する場合の流れ ※ 詳細は調整中であり、事務局の立上げ後に改めてお知らせする予定。

(1) 旅行者から事務局への申請

※ 割引分の還付は旅行代金を受け取った者（宿泊施設を除く）を経由して行う。予約サイトで予約した場合、決済も予約サイトで行っている場合は予約サイトから、現地払いの場合は旅行者が事務局に申請する。

→以下の書類を事務局に郵送又はオンラインで提出。

(例：宿泊の場合)

- ・ 申請書（様式は事務局ホームページ・宿泊施設等で入手）
- ・ 支払内訳がわかる書類（支払内訳書、支払内訳が記載された領収書等）
- ・ 宿泊証明書（宿泊時に宿泊施設から入手）
- ・ 口座確認書

(2) 事務局で書類を確認後、旅行者に還付

→**口座振込**



旅行者 → 事務局

(郵送又はオンラインを予定)

感染拡大防止に当たっての「参加条件」等について

参加事業者（旅行業者、宿泊事業者等）

- 本事業に参加する旅行業者・宿泊業者に対し、参加登録の申請の際に、以下の「参加条件」を満たすことを要求。
 - ・チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施。
 - ・旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとること。
 - ・浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策を徹底すること。
 - ・ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底。
 - ・客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。
 - ・「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
 - ・旅行商品の予約・購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が順守すべき事項を周知徹底する。また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、実施する場合には、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底する。
- 登録を受けた事業者が上記「参加条件」を満たしていない場合、登録を取消すこととする。

旅行者

- 参加に際し、旅行者に対し、以下の事項を周知徹底。
 - ・旅行前には、検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、旅行を控える。また、接触確認アプリを積極的に利用する。
 - ・旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施。3密が発生する場や施設等には行かない、利用しない。大声を出すような行為も控える。
 - ・検温、本人確認、三密対策はじめ、その他感染予防に関する従業員の指示に協力すること。協力しない場合、キャンペーンの利用を認めないこととする。
 - ・若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外となるわけではなく、実施する場合には、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切な旅行をすること。

移動中の対策

- 移動中における対策につき、下記の通り実施。
 - ・鉄道、バス、タクシー、航空等における換気・消毒の実施、利用者に対するマスク着用の呼びかけなど、業種別の感染拡大防止対策ガイドラインの徹底（感染数が少ない観光地等においても、他地域からの旅行者を見込んで対策を徹底）。
 - ・さらに、空港におけるサーモグラフィーによる体温確認を実施。



業界別ガイドラインと新しい生活様式に適合した「新しい旅のエチケット」の普及

○本事業において「**新しい旅のエチケット**」の**更なる利用者への周知**を**実施**。

○旅行者が安全安心に旅行できる環境を整備するため、

- ・ 宿泊・旅行業者等の観光関連事業者が作成された**感染拡大予防ガイドライン**の**実施の徹底**をお願いする。
- ・ 旅行者自身が感染防止のために留意すべき事項の浸透を図る。

○業界別ガイドライン

- ・ 5/14以降、業界団体が感染症専門家に助言を受けながら作成。（国は指導・助言）
- ・ 各エリア・場面ごとにおける留意点、対策等を規定。
- ・ 最新の状況・知見等に対応して随時見直していく。

【宿泊関係業界】

作成主体：日本ホテル協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟

【旅行関係業界】

作成主体：日本旅行業協会、全国旅行業協会
【貸切バス】

作成主体：貸切バス旅行連絡会（日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会）

【タクシー】

作成主体：全国ハイヤー・タクシー連合会 等

○旅行者向け「新しい旅のエチケット」

・ 6/19に、旅行者視点での感染防止の留意点等をまとめた「新しい旅のエチケット」（発行元：旅行連絡会※、協力：国土交通省・観光庁）を公表。

※旅行連絡会…交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関係業界の業界団体等で構成

・ 旅行連絡会加入団体等より、HP・ポスター掲示・チラシ配布等により旅行者へ周知を実施。

(例)



旅先の
状況確認、
忘れずに。



マスク着け、
私も安心、
周りも安心。



楽しくも、
車内のおしゃべり
控えめに。



旅ゆけば、
何はともあれ、
手洗い・消毒。



おしゃべりを
ほどほどにして、
味わうグルメ。



間あけ、
ゆったり並べば、
気持ちもゆったり。



こまめに換気、
フレッシュ外気は
旅のごちそう。

GoToトラベル事業のキャンセル料の取扱いについて

○ キャンセル料の取扱いの方針について

- 東京都を目的地とする旅行と東京都に在住している方の旅行について、**7月10日（金）～7月17日（金）までの間**に予約した旅行者は、キャンセル時に**キャンセル料を支払わなくとも良い**こととし、キャンセル料を収受しないよう、旅行業者等に要請。
- 既にキャンセル料を支払った旅行者は旅行業者等に**返金を求めることが可能**。
- 旅行業者等に**負担が生じる場合には、GoToトラベル事業の予**
こととする。

